

交通事故被害者を泣かせる 損保ジャパンの

「うつかり」「ご参考」で 保険提示

超「払い渋り」体質



●武笠さんのケース

損保ジャパンの 「損害賠償金提示」		判決の損害賠償額	
夫・学さん	約260万円	夫	約5860万円
長男・陣君	約570万円	長男	約2670万円
計	約830万円	遅延損害金など	約1590万円
提示との差額 約9290万円		計 約1億120万円	

社である。当然、保険金支払額を適正に調査する義務があるはずだが、涙美子さんは損保ジャパンから夫の年収などをきちんと聞かれることはなかつたといふ。結局、涙美子さんは、損保ジャパンを相手に裁判を起こすしかなかつた。

「いざというときにお支払いします」と約束して保険料を受け取っておきながら、交通事故に遭った「いざ」というときに支払わない。損保会社の「払い渋り」体質は、著書「自動車保険の落とし穴」(朝日新書)でも告発した。だが、そこでも触れなかつた、損保ジャパンによるあまりにひどい「払い渋り」事例を取り上げたい。

ジャーナリスト 柳原三佳

埼玉県さいたま市に住む武笠涙美子さん(39)は5年前の交通事故で、幸せな家庭を一瞬にして失つた。2003年8月10日午後2時45分ごろ、埼玉県横瀬町の国道299号で事故は発生した。家族5人で行楽地へ向かっている武笠さんは、軽ワゴン車に、対向車が突然、中央線を越え、突っ込んできたのだ。

夫の武笠学さん(当時37)は、運転席ではざまれ、数時間後に失血死。後部座席にいた長男の陣君(当時2)は、頭蓋骨骨折で1週間後に死亡した。次女は脳挫傷の重傷を負い、長女は足の指を骨折。涙美子さんも骨

この裁判では、損害額のほか、遺族が無保険車傷害保険の請求をしたのはいつ見るべきか、つまり遅延損害金の起算日も争点のひとつになつていて。ところが、その立証において、損保ジャパン側が証拠を隠すかのような動きを見せた。実は、損保ジャパンの担当者は、事故から約1カ月後の03年9月に、武笠さんの親族に「無保険車傷害保険の適用がある」という内容の説明をし、さらに、「債務者自宅状況」と表題をつけ、「2003.9.16」と撮影日が入つたBの住居の外観写真を手渡していた。武笠さんに保険金を支払った後の求償権を保全するため、「債務者」となるB側の資産調査を行い、早くから無保険車傷害保険の適用を考えていたと思われるのだ。だが、裁判の中での武笠さん側が「求償権行使に際して調査した資料」の提出を求めて、損保ジャパンはこの写真の存在を明らかにせず、

「同人(B側)等に対するその他の調査は行つていな」と主張。B側に関する書類は登記簿謄本などだけだと裁判所に対しても公式に約束した。だが、武笠さん側の代理人が写真の存在を指摘すると、突然、「提出を失念した」と「うつかりミス」のようない訳をしたのだ。武笠さんの代理人を務めた交通事故弁護士全国ネットワークの古田兼裕弁護士は、憤りを隠せない様子でこう指摘する。

「求償権行使に際して調べた資料については、被告に対しても再三提出を求め、裁判所による文書提出命令の一歩手前の段階まで進んでいました。その上で、調査に明記し、弁護士が確約しておきながら、『失念』で済まされるはずはありません。損保ジャパンの行為は、証拠隠滅行為以外の何ものでもない。この行為が

Aが運転していた車は、Bの夫のものだつた。この車には任意保険がかけてあつたが、運転者の「家族限定」がついていたため、家族以外のAが運転して起きた今回の事故は免責。つまり無保険の状態だつた。加害者が無保険の場合、被害者側は自身の車にかけている「無保険車傷害保険」に保険金を請求することができた。保険金の上限は対人保険と同額で、無制限の場合、一人あたり2億円だ。

武笠さんの車は損保ジャパンの夫と長男を失い、残った家族も大けがを負つた涙美子さんには、あまりに低い提示額だつた。

「損保ジャパンの担当者が『自賠責のために必要な書類を出してください』と言われただけでした。結果、その書類だけを使って任意保険の計算もしたようです」(涙美子さん)

損保ジャパンは加害者側の代理人が写真の存在を指摘すると、突然、「提出を失念した」と「うつかりミス」のようない訳をしたのだ。武笠さんの代理人を務めた交通事故弁護士全国ネットワークの古田兼裕弁護士は、憤りを隠せない様子でこう指摘する。

「求償権行使に際して調べた資料については、被告に対しても再三提出を求め、裁判所による文書提出命令の一歩手前の段階まで進んでいました。その上で、調査に明記し、弁護士が確約しておきながら、『失念』で済まされるはずはありません。損保ジャパンの行為は、証拠隠滅行為以外の何ものでもない。この行為が

盤と手足を骨折する大けがを負つた。また、見る悪質な事故だつた。加害車両の運転者は、ペルー国籍の男A(当時23)で、無免許の上、泥酔状態。業務上過失致死傷罪で緊急逮捕された。助手席に同乗していた女性B(当時35)も酒に酔つており、後に帮助罪で起訴された。

証拠写真出さず 「失念」と言い訳

事故からほん半年後、損保ジャパンの担当者は「損害賠償金提示のご案内」という書類を涙美子さんに示した。これによると、学さんと陣君の任意の保険金の受取額は、約260万円と約570万円で合わせて約830万円だつた。

だが、夫と長男を失い、残った家族も大けがを負つた涙美子さんには、あまりに低い提示額だつた。「損保ジャパンの担当者が『自賠責のために必要な書類を出してください』と言われただけでした。結果、その書類だけを使って任意保険の計算もしたようです」(涙美子さん)

損保ジャパンは加害者側の代理人が写真の存在を指摘すると、突然、「提出を失念した」と「うつかりミス」のようない訳をしたのだ。武笠さんの代理人を務めた交通事故弁護士全国ネットワークの古田兼裕弁護士は、憤りを隠せない様子でこう指摘する。

やなぎはらみか 1963年生まれ。交通事故、保険制度、司法問題などを取材。近著『自動車保険の落とし穴』(朝日新書)で損保会社の払い渋り体質とその対策を紹介している。著書に『死因不明葬られた眞実』『交通事故被害者は二度泣かれる』など

